# 汚染土壌処理業の申請の手続きの流れ

：要綱に基づく手続き　：法（土壌汚染対策法）に基づく手続き

※事業計画の修正が必要な場合、前の手続きに戻ることがあります。

**事前相談**

事業計画について、市と申請予定者で基本的な協議を行います。

**生活環境影響調査の実施**

申請予定者は生活環境への影響予測調査（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水）を行います。

**事業計画書の提出**

申請予定者は事業計画書（生活環境影響調査の結果等の添付書類を含む）を市に提出します。

**関係機関との協議**

申請予定者は法令及び環境保全上の支障がないか関係機関と協議をし、関係機関から事業計画について了解を得なければなりません。

**関係市町との協議**

申請予定者は法令及び環境保全上の支障がないか関係市町と協議をし、関係市町から事業計画について了解を得なければなりません。

**住民説明・意見収集**

申請予定者は事業計画書の内容について、説明会等により地域住民に説明し、意見を収集します。妥当な意見については計画に反映するよう努めなければなりません。

**住民説明の結果の報告**

申請予定者は地域住民からの意見とその回答、対応状況等について、市に報告するとともに地域住民にも周知しなければなりません。

**専門委員会からの意見聴取**

市は事業計画書の内容の妥当性について、専門委員会から意見を聴取します。申請予定者はその結果を事業計画に反映させる必要があります。

**協議後の事業計画書の提出**

申請者予定者は全ての協議が整った後、それらを反映した事業計画書を市に提出します。

**事業計画書の変更指示**

市は協議が整っていない事項があると判断した場合は、再度協議を行うよう指示します。

**変更後の事業計画書の提出**

申請者予定者は市から変更指示を受けた場合は、再度協議をし、それらを反映した事業計画書を市に提出します。

**協議完了の通知誓約書の提出**

市が事業計画書について指摘事項がないと確認した場合、市が協議完了の通知をします。申請予定者は事業計画書の内容を遵守することを誓約する書面を市に提出します。

**開発行為の申請建築確認の申請**

申請予定者は開発行為許可申請や建築確認申請等の手続きが必要な場合、関係機関での許可手続きが必要となります。

**処理施設の工事の着工、竣工**

申請予定者は事業計画書の内容に従って処理施設の設置工事を行います。

**処理業の許可の申請**

申請予定者は処理施設の竣工後に法に基づく許可の申請を行います。

**処理業の許可**

市が法に定める基準に適合していると認めた場合、処理業の許可手続きが完了し、市が許可証を交付します。